

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配(R4) 木祖1	経営管理実施権の認定を受ける者 (丁)			(氏名又は名称) 木曾森林組合 代表理事専務 松原 圭三					(住所又は所在地) 長野県木曾郡木曾町日義4898番地37					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 木祖村長 唐澤 一寛					(所在地) 長野県木曾郡木祖村藪原1191番地1					
丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施 権の始期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施 権に基づいて行 われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金額(E)の額 の算定方法	備考 (集積計画書 整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況樹種	現況 林齢						
1	木祖村小木曾	2779	43	に	14	山林	0.5151	サワラ	92						
2	木祖村小木曾	2753-1	43	は	2		0.2469	カラマツ	61						
3	木祖村小木曾	2753-3	43	は	2		0.0254	カラマツ	61						
4	木祖村小木曾	2935-1	43	に	3		1.4244	その他針	59						
5	木祖村小木曾	2780	43	に	13	山林	0.6247	その他広	82						
6	木祖村小木曾	2758-1	43	は	3		0.0861	その他広	81						
7	木祖村小木曾	2758-3	43	は	3		0.1664	その他広	81						
8	木祖村小木曾	2778-2	43	は	12	山林	0.183	その他広	78						
9	木祖村小木曾	2922	43	ほ	9	山林	0.0718	ヒノキ	38						
10	木祖村小木曾	2942	43	へ	18		0.8516	カラマツ	60						
11	木祖村小木曾	2955	43	へ	16		0.1132	カラマツ	67						

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額(E)の額の算定方法	備考 (集積計画書整理番号)									
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況樹種	現況林齢															
12	木祖村小木曽	2921-1	43	ほ	10		0.2134	カラマツ	98	2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—										
13	木祖村小木曽	2944-5	43	へ	2イ		0.0232	その他広	93					—										
14	木祖村小木曽	2944-17	43	ほ	3イ		0.1912	ヒノキ	42					—										
15	木祖村小木曽	2944-33	43	へ	2ロ		0.0078	その他広	92					—										
16	木祖村小木曽	2944-62	43	ほ	3ロ		0.0157	ヒノキ	42					—										
17	木祖村小木曽	2924	43	ほ	11	山林	0.3741	カラマツ	58					—		集(R2)5								
18	木祖村小木曽	2938	43	ほ	18	山林	0.5337	カラマツ	61					—		集(R2)6								
19	木祖村小木曽	2943	43	ほ	17イ	山林	1.2557	カラマツ	50					2022.6.1		2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)7				
			43	ほ	17ロ			カラマツ	50										—					
20	木祖村小木曽	2945	43	ほ	14	山林	0.0594	カラマツ	62										—	集(R2)8				
21	木祖村小木曽	2949	43	ほ	12	山林	0.1912	カラマツ	82										—	集(R2)9				
22	木祖村小木曽	2960	43	へ	9イ	山林	0.4029	カラマツ	52										2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)10
			43	へ	9ロ			ヒノキ	67														—	
23	木祖村小木曽	3246	43	へ	24	山林	0.2097	カラマツ	60	—	集(R2)11													
24	木祖村小木曽	2762-1	43	は	6イ	山林	0.1977	その他広	78	2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照		—								集(R2)12	
25	木祖村小木曽	2762-2	43	は	6ロ		0.0742	その他広	78						—									
26	木祖村小木曽	2778-1	43	は	12	山林	0.5035	その他広	78						—								集(R2)13	

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額(E)の額の算定方法	備考 (集積計画書整理番号)												
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況樹種	現況林齢																		
27	木祖村小木曽	2910-1	43	ほ	4	山林	0.1812	カラマツ	59	2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)14												
			43	ほ	6			カラマツ	59					—													
28	木祖村小木曽	2917-1	43	に	1	山林	0.3617	カラマツ	78					2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)15								
29	木祖村小木曽	2917-6	43	に	1		0.0039	カラマツ	78									—									
30	木祖村小木曽	2944-2	43	へ	12ハ	保安林	0.2846	その他広	77									2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)16				
31	木祖村小木曽	3248-1	43	へ	12イ	山林	0.7224	アカマツ	88													—					
			43	へ	12ロ			ヒノキ	40													—					
			43	へ	12ニ			ヒノキ	40													—					
32	木祖村小木曽	3248-2	43	へ	6		0.0199	アカマツ	78													—					
33	木祖村小木曽	2944-3	43	へ	8イ	山林	0.7275	その他広	77													2022.6.1	2028.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)17
34	木祖村小木曽	2944-6	43	へ	4		0.0587	その他広	113																	—	
35	木祖村小木曽	2944-28	43	へ	1		0.0204	その他広	82																	—	
36	木祖村小木曽	2944-35	43	へ	3		0.0366	その他広	77																	—	
37	木祖村小木曽	2944-54	43	へ	8ロ		0.0202	その他広	77																	—	
38	木祖村小木曽	2944-41	43	へ	5	山林	0.0044	その他広	77																	—	集(R2)18
39	木祖村小木曽	2760	43	は	8	山林	0.3651	カラマツ	60																	—	集(R2)20
40	木祖村小木曽	2783	43	は	13		0.1803	その他広	75																	—	



丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	木祖村小木曽	2779	43	に	14	山林	0.5151	サワラ	92	[Redacted]	別添3参照	—	集(R2)1	
2	木祖村小木曽	2753-1	43	は	2		0.2469	カラマツ	61			—		
3	木祖村小木曽	2753-3	43	は	2		0.0254	カラマツ	61			—		
4	木祖村小木曽	2935-1	43	に	3		1.4244	その他針	59			—		
5	木祖村小木曽	2780	43	に	13	山林	0.6247	その他広	82		別添3参照	—	集(R2)2	
6	木祖村小木曽	2758-1	43	は	3		0.0861	その他広	81			—		
7	木祖村小木曽	2758-3	43	は	3		0.1664	その他広	81			—		
8	木祖村小木曽	2778-2	43	は	12	山林	0.183	その他広	78		別添3参照	—	集(R2)3	
9	木祖村小木曽	2922	43	ほ	9	山林	0.0718	ヒノキ	38		別添3参照	—	集(R2)4	
10	木祖村小木曽	2942	43	へ	18		0.8516	カラマツ	60			—		
11	木祖村小木曽	2955	43	へ	16		0.1132	カラマツ	67			—		
12	木祖村小木曽	2921-1	43	ほ	10		0.2134	カラマツ	98			—		
13	木祖村小木曽	2944-5	43	へ	2イ		0.0232	その他広	93			—		
14	木祖村小木曽	2944-17	43	ほ	3イ		0.1912	ヒノキ	42			—		
15	木祖村小木曽	2944-33	43	へ	2ロ		0.0078	その他広	92			—		
16	木祖村小木曽	2944-62	43	ほ	3ロ		0.0157	ヒノキ	42			—		

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
17	木祖村小木曽	2924	43	ほ	11	山林	0.3741	カラマツ	58			別添3参照	—	集(R2)5
18	木祖村小木曽	2938	43	ほ	18	山林	0.5337	カラマツ	61			別添3参照	—	集(R2)6
19	木祖村小木曽	2943	43	ほ	17イ	山林	1.2557	カラマツ	50			別添3参照	—	集(R2)7
			43	ほ	17ロ			カラマツ	50	—				
20	木祖村小木曽	2945	43	ほ	14	山林	0.0594	カラマツ	62			別添3参照	—	集(R2)8
21	木祖村小木曽	2949	43	ほ	12	山林	0.1912	カラマツ	82			別添3参照	—	集(R2)9
22	木祖村小木曽	2960	43	へ	9イ	山林	0.4029	カラマツ	52			別添3参照	—	集(R2)10
			43	へ	9ロ			ヒノキ	67	—				
23	木祖村小木曽	3246	43	へ	24	山林	0.2097	カラマツ	60			別添3参照	—	集(R2)11
24	木祖村小木曽	2762-1	43	は	6イ	山林	0.1977	その他広	78			別添3参照	—	集(R2)12
25	木祖村小木曽	2762-2	43	は	6ロ		0.0742	その他広	78				—	
26	木祖村小木曽	2778-1	43	は	12	山林	0.5035	その他広	78			別添3参照	—	集(R2)13
27	木祖村小木曽	2910-1	43	ほ	4	山林	0.1812	カラマツ	59			別添3参照	—	集(R2)14
			43	ほ	6			カラマツ	59	—				
28	木祖村小木曽	2917-1	43	に	1	山林	0.3617	カラマツ	78			別添3参照	—	集(R2)15
29	木祖村小木曽	2917-6	43	に	1		0.0039	カラマツ	78				—	
30	木祖村小木曽	2944-2	43	へ	12ハ	保安林	0.2846	その他広	77			別添3参照	—	集(R2)16

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)			
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称						
31	木祖村小木曽	3248-1	43	へ	12イ	山林	0.7224	アカマツ	88				—				
			43	へ	12ロ			ヒノキ	40				—				
			43	へ	12ニ			ヒノキ	40				—				
32	木祖村小木曽	3248-2	43	へ	6	0.0199	アカマツ	78	—								
33	木祖村小木曽	2944-3	43	へ	8イ	山林	0.7275	その他広	77				別添3参照			集(R2)17	
34	木祖村小木曽	2944-6	43	へ	4		0.0587	その他広	113								—
35	木祖村小木曽	2944-28	43	へ	1		0.0204	その他広	82								—
36	木祖村小木曽	2944-35	43	へ	3		0.0366	その他広	77								—
37	木祖村小木曽	2944-54	43	へ	8ロ		0.0202	その他広	77								—
38	木祖村小木曽	2944-41	43	へ	5	山林	0.0044	その他広	77				別添3参照			集(R2)18	
39	木祖村小木曽	2760	43	は	8	山林	0.3651	カラマツ	60	別添3参照		集(R2)20					
40	木祖村小木曽	2783	43	は	13		0.1803	その他広	75				—				
41	木祖村小木曽	2944-24	43	は	15		0.0677	カラマツ	54				—				
42	木祖村小木曽	2902	43	ほ	7	山林	0.1072	カラマツ	57	別添3参照		集(R2)21					
43	木祖村小木曽	2951-2	43	へ	7イ		1.3564	ヒノキ	43				—				
			43	へ	7ロ			ヒノキ	43				—				
44	木祖村小木曽	2951-4	43	へ	7ハ		0.037	ヒノキ	44				—				

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ( ):森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
45	木祖村小木曽	2944-15	43	ほ	5		0.0903	ヒノキ	44				—	集(R2)22
46	木祖村小木曽	2944-19	43	ほ	1		0.1598	カラマツ	63				—	
47	木祖村小木曽	2932	43	に	2イ	山林	0.3526	ヒノキ	41			別添3参照	—	
48	木祖村小木曽	2956	43	へ	15		0.2006	その他広	72				—	
49	木祖村小木曽	2931-1	43	に	2ハ		0.0602	ヒノキ	40				—	
50	木祖村小木曽	2934-1	43	に	2ロ		0.061	ヒノキ	40				—	
51	木祖村小木曽	2934-3	43	に	2ニ		0.0221	ヒノキ	40				—	
52	木祖村小木曽	2933	43	に	4	山林	1.0424	カラマツ	57			別添3参照	—	
53	木祖村小木曽	2940	43	ほ	19		0.2732	カラマツ	57				—	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丁)

住所 (同上)

木曽森林組合 代表理事専務 松原 圭三

印

権利の設定をする市町村(乙)

住所 (同上)

木祖村長 唐澤 一寛

印

森林経営管理制度に関する事務を行う団体(丙)

木曽郡木曽町日義4898-37

木曽広域連合長 原 久仁男

印

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別様とすること。
  - (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇年〇月〇日まで」と記載すること。
  - (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
  - (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。



## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丁は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益のある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

- ① 丁が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丁に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丁に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丁は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丁に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。丁に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丁に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丁が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丁に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払い又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丁が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丁は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丁は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丁は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丁の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丁又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丁が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丁は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丁以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丁以外の者に使用させることができる。

② 丁は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丁以外の者に設置させることができる。この場合において、丁は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丁は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丁が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丁の協議により定める。

② 丁は、丁の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について、甲の承諾のうえ、森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続きは丁がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丁は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丁が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金金額は丁に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丁は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丁は、丁の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丁の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丁は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丁の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丁から甲に支払われるべき金銭及び丁が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丁が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丁が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丁は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丁が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業班	
①	木祖村小木曽	2753-1	43	は	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。</li> <li>○ 対象地内の広葉樹については針広混交林への誘導を図るため、高木性広葉樹の伐採は極力控えるものとする。</li> <li>○ 存続期間中に森林作業路の開設及び維持管理(補修等)を実施するものとする。森林作業路については路面排水が集中しないよう水切り等を設置し、分散排水とする。</li> <li>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、巡視要領により、年1回の森林の巡視を行うものとする。</li> </ul>
	木祖村小木曽	2753-3	43	は	2	
	木祖村小木曽	2935-1	43	に	3	
	木祖村小木曽	2942	43	へ	18	
	木祖村小木曽	2955	43	へ	16	
	木祖村小木曽	2921-1	43	ほ	10	
	木祖村小木曽	2944-5	43	へ	2イ	
	木祖村小木曽	2944-17	43	ほ	3イ	
	木祖村小木曽	2924	43	ほ	11	
	木祖村小木曽	2938	43	ほ	18	
	木祖村小木曽	2943	43	ほ	17イ	
			43	ほ	17ロ	
	木祖村小木曽	2945	43	ほ	14	
	木祖村小木曽	2949	43	ほ	12	
	木祖村小木曽	2960	43	へ	9イ	
			43	へ	9ロ	
	木祖村小木曽	3246	43	へ	24	
	木祖村小木曽	2762-2	43	は	6ロ	
	木祖村小木曽	2910-1	43	ほ	4	
			43	ほ	6	

	対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業班	
①	木祖村小木曽	2944-2	43	へ	12ハ	<p>○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。</p> <p>○ 対象地内の広葉樹については針広混交林への誘導を図るため、高木性広葉樹の伐採は極力控えるものとする。</p> <p>○ 存続期間中に森林作業路の開設及び維持管理(補修等)を実施するものとする。森林作業路については路面排水が集中しないよう水切り等を設置し、分散排水とする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、巡視要領により、年1回の森林の巡視を行うものとする。</p>
	木祖村小木曽	3248-1	43	へ	12イ	
	木祖村小木曽	3248-2	43	へ	6	
	木祖村小木曽	2944-6	43	へ	4	
	木祖村小木曽	2944-41	43	へ	5	
	木祖村小木曽	2760	43	は	8	
	木祖村小木曽	2944-24	43	は	15	
	木祖村小木曽	2902	43	ほ	7	
	木祖村小木曽	2951-2	43	へ	7イ	
	木祖村小木曽	2944-15	43	ほ	5	
	木祖村小木曽	2944-19	43	ほ	1	
	木祖村小木曽	2934-1	43	こ	2ロ	
	木祖村小木曽	2933	43	こ	4	
	木祖村小木曽	2940	43	ほ	19	
②	木祖村小木曽	2922	43	ほ	9	<p>○ 存続期間中に保育間伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ 対象地内の広葉樹について、針広混交林への誘導を図るため、高木性広葉樹の伐採は極力控えるものとする。</p> <p>○ 存続期間中に枝打ちを実施するものとする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、巡視要領により、年1回の森林の巡視を行うものとする。</p>
	木祖村小木曽	3248-1	43	へ	12ロ	
			43	へ	12ニ	
	木祖村小木曽	2951-2	43	へ	7ロ	
	木祖村小木曽	2932	43	こ	2イ	
	木祖村小木曽	2931-1	43	こ	2ハ	
	木祖村小木曽	2934-3	43	こ	2ニ	

	対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業班	
③	木祖村小木曽	2779	43	に	14	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、巡視要領により、年1回の森林の巡視を行うものとする。
	木祖村小木曽	2780	43	に	13	
	木祖村小木曽	2758-1	43	は	3	
	木祖村小木曽	2758-3	43	は	3	
	木祖村小木曽	2778-2	43	は	12	
	木祖村小木曽	2944-33	43	へ	2口	
	木祖村小木曽	2944-62	43	ほ	3口	
	木祖村小木曽	2762-1	43	は	6イ	
	木祖村小木曽	2778-1	43	は	12	
	木祖村小木曽	2917-1	43	に	1	
	木祖村小木曽	2917-6	43	に	1	
	木祖村小木曽	2944-3	43	へ	8イ	
	木祖村小木曽	2944-28	43	へ	1	
	木祖村小木曽	2944-35	43	へ	3	
	木祖村小木曽	2944-54	43	へ	8口	
	木祖村小木曽	2783	43	は	13	
	木祖村小木曽	2951-4	43	へ	7ハ	
	木祖村小木曽	2956	43	へ	15	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業班		
木祖村小木曽	2753-1	43	は	2	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙及び丙が算定した額を控除した額とする。	
木祖村小木曽	2753-3	43	は	2		
木祖村小木曽	2935-1	43	に	3	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	
木祖村小木曽	2942	43	へ	18		
木祖村小木曽	2955	43	へ	16	(3. 搬出間伐に要する経費の算定方法) ○ 乙及び丙が算定する搬出間伐に要する経費については、実際に木材を生産するために要した経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)とする。	
木祖村小木曽	2921-1	43	ほ	10		
木祖村小木曽	2944-5	43	へ	2イ	(4. 留意事項) ○ 丁が搬出間伐を行うために要した経費が販売収益を上回った場合、その差額は丁が負担するものとする。 ○ 搬出間伐の実施に当たっては、丁が国・県等の補助金を受領することができる。その場合、丁が森林経営計画の策定を行い、搬出間伐等の作業実施前に森林経営計画認定権者(市町村長)から認定を受けるものとする。	
木祖村小木曽	2944-17	43	ほ	3イ		
木祖村小木曽	2924	43	ほ	11		
木祖村小木曽	2938	43	ほ	18		
木祖村小木曽	2943	43	ほ	17イ		
		43	ほ	17ロ		
木祖村小木曽	2945	43	ほ	14		
木祖村小木曽	2949	43	ほ	12		
木祖村小木曽	2960	43	へ	9イ		
		43	へ	9ロ		
木祖村小木曽	3246	43	へ	24		
木祖村小木曽	2762-2	43	は	6ロ		
木祖村小木曽	2910-1	43	ほ	4		
		43	ほ	6		

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業班	
木祖村小木曽	2944-2	43	へ	12ハ	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙及び丙が算定した額を控除した額とする。  (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。  (3. 搬出間伐に要する経費の算定方法) ○ 乙及び丙が算定する搬出間伐に要する経費については、実際に木材を生産するために要した経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)とする。  (4. 留意事項) ○ 丁が搬出間伐を行うために要した経費が販売収益を上回った場合、その差額は丁が負担するものとする。 ○ 搬出間伐の実施に当たっては、丁が国・県等の補助金を受領することができる。その場合、丁が森林経営計画の策定を行い、搬出間伐等の作業実施前に森林経営計画認定権者(市町村長)から認定を受けるものとする。
木祖村小木曽	3248-1	43	へ	12イ	
木祖村小木曽	3248-2	43	へ	6	
木祖村小木曽	2944-6	43	へ	4	
木祖村小木曽	2944-41	43	へ	5	
木祖村小木曽	2760	43	は	8	
木祖村小木曽	2944-24	43	は	15	
木祖村小木曽	2902	43	ほ	7	
木祖村小木曽	2951-2	43	へ	7イ	
木祖村小木曽	2944-15	43	ほ	5	
木祖村小木曽	2944-19	43	ほ	1	
木祖村小木曽	2934-1	43	こ	2ロ	
木祖村小木曽	2933	43	こ	4	
木祖村小木曽	2940	43	ほ	19	

別添3 丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象森林					丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	施業班	
	木祖村小木曾	2753-1	43	は	2	<p>&lt;時期&gt; ○木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合、丁から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定した際に、速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; ○次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
	木祖村小木曾	2753-3	43	は	2	
	木祖村小木曾	2935-1	43	に	3	
	木祖村小木曾	2942	43	へ	18	
	木祖村小木曾	2955	43	へ	16	
	木祖村小木曾	2921-1	43	ほ	10	
	木祖村小木曾	2944-5	43	へ	2イ	
	木祖村小木曾	2944-17	43	ほ	3イ	
	木祖村小木曾	2924	43	ほ	11	
	木祖村小木曾	2938	43	ほ	18	
	木祖村小木曾	2943	43	ほ	17イ	
			43	ほ	17ロ	
	木祖村小木曾	2945	43	ほ	14	
	木祖村小木曾	2949	43	ほ	12	
	木祖村小木曾	2960	43	へ	9イ	
			43	へ	9ロ	
	木祖村小木曾	3246	43	へ	24	
	木祖村小木曾	2762-2	43	は	6ロ	
	木祖村小木曾	2910-1	43	ほ	4	
			43	ほ	6	



対象森林						丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	施業班		
木祖村小木曽	2944-2	43	へ	12ハ	<p>&lt;時期&gt;  ○木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合、丁から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定した際に、速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;  ○次の支払先に支払うものとする。  (支払先) 甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>	
木祖村小木曽	3248-1	43	へ	12イ		
木祖村小木曽	3248-2	43	へ	6		
木祖村小木曽	2944-6	43	へ	4		
木祖村小木曽	2944-41	43	へ	5		
木祖村小木曽	2760	43	は	8		
木祖村小木曽	2944-24	43	は	15		
木祖村小木曽	2902	43	ほ	7		
木祖村小木曽	2951-2	43	へ	7イ		
木祖村小木曽	2944-15	43	ほ	5		
木祖村小木曽	2944-19	43	ほ	1		
木祖村小木曽	2934-1	43	こ	2ロ		
木祖村小木曽	2933	43	こ	4		
木祖村小木曽	2940	43	ほ	19		